

令和 2 年 6 月 8 日  
在デンマーク日本国大使館

集会禁止措置の人数制限を 50 人までに緩和  
(新型コロナウイルス関連情報)

1 50 人を超える集会禁止

6 月 8 日、保健省は大規模集会の禁止及び COVID-19 対応に関する施設への立ち入り制限に関する規則の改正について発表し、同日付で「10 人を超える集会禁止」は、「50 人を超える集会禁止」に緩和されました。

(規則改正に関する発表・デンマーク語)

<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2020/791>

2 航空各社のマスク着用に関する情報

航空会社各社のマスク着用義務、許容されるマスクの種類等について当館で調査したものを参考までに下記当館ホームページに掲載しています。なお、詳細については、必ず各航空会社のホームページ等で最新情報をご確認ください。

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100062701.pdf>

3 感染者数

6 月 8 日 14 時現在のデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。(国立血清学研究所より)

感染者数 合計 12, 162 名

デンマーク 11, 962 名 (死亡者 593 名, 入院者 79 人, 治癒者数 10, 792 名, 検査人数累計 585, 024 名)

フェロー諸島 187 名 (死亡者 0 名, 治癒者数 187 名, 検査人数累計 10, 298 名)

グリーンランド 13 名 (死亡者 0 名, 治癒者数 13 名, 検査人数累計 2, 305 名)

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に 1 度に入室できる方の数を 2 名までと制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしくお願ひします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国 (一時帰国を除く) された方は、

「帰国者全員の氏名，帰国日」をご記入の上，当館領事班  
[ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp) までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-zairyu.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html)

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方，入院された方は当館までご連絡ください。

#### 【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト  
(デンマーク語)

[www.coronasmitte.dk](http://www.coronasmitte.dk)

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ (過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-covid19.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html)

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

#### 【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : [ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp)

●在留届 (3 か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3 か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は，以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は，記載事項変更 (転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)，または帰国・転出等があればお知らせください。